

築上町告示第133号

令和2年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和2年11月13日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和2年12月1日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君	江本 守君
池永 巖君	鞆野 希昭君
工藤 久司君	北代 恵君
宗 晶子君	丸山 年弘君
信田 博見君	田原 宗憲君
塩田 文男君	武道 修司君
池亀 豊君	田村 兼光君

○12月3日に応招した議員

○12月4日に応招した議員

○12月7日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和2年 第4回 築上町議会定例会会議録 (第1日)

令和2年12月1日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和2年12月1日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
- 日程第4 議案第83号 令和2年度築上町一般会計補正予算 (第11号) について
- 日程第5 議案第84号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第85号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第86号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第87号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第88号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第89号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第90号 築上町防災行政無線放送条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第91号 築上町「旧藏内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
- 日程第4 議案第83号 令和2年度築上町一般会計補正予算 (第11号) について
- 日程第5 議案第84号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第85号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第86号 築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第8 議案第87号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第88号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第89号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第90号 築上町防災行政無線放送条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第91号 築上町「旧藏内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員 (14名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 副町長 …………… 八野 紘海君
教育長 …………… 久保ひろみ君
会計管理者兼会計課長 …………… 永野 賀子君
総務課長 …………… 元島 信一君 財政課長 …………… 椎野 満博君
企画振興課長 …………… 桑野 智君 人権課長 …………… 神崎 博子君
税務課長 …………… 今富 義昭君 住民課長 …………… 吉川 千保君

福祉課長	……………	種子 祐彦君	産業課長	……………	鍛冶 孝広君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	首藤 裕幸君
上下水道課長	……………	福田 記久君	総合管理課長	……………	石井 紫君
環境課長	……………	武道 博君	学校教育課長	……………	野正 修司君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	監査事務局長	……………	横内 秀樹君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、令和2年第4回築上町議会定例会を開会いたします。

新川町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。第4回定例会、招集いたしましたところ全議員の皆さんの出席を賜り、大変ありがとうございます。本定例会がこの議場での最後の定例会になろうかと思えます。次の3月定例会は、隣の新しい議場でという形になるかと思えます。

ちょっと1年を振り返ってみますと、コロナで一応感染症ということで1年を振り回された、そのような気がするわけでございます。本町でも陽性者が4名出まして、1名は北九州の医療関係から感染してきたと、それから2例目は、これは感染先は不明というようなことで、そして家族感染ということで、それが3人に感染して、それが8月の14日でございます。そういうことで、そして、4例目が福岡市のダンス教室で感染をしたと。感染経路は福岡市でございますし、感染元は熊本から来た先生が陽性だというようなことで、あと感染者は出ていない状況でございます。いずれも皆さんは、いわゆる軽症といった軽い感染だったということで安堵しているところでございますけど、今後、まだ3次的な感染が来ておるということで、非常に気をつけていかなきゃいかんだろうと、このように考えているところでございます。

それからあと、常に町民の皆さんにお願いをしておりますけれども、マイナンバーカード、これの普及が8月時点で16%しかございませんでしたが、最近若干増えてまいりまして、23%ぐらいの普及になってきた。そして、職員にも、一応これ、とっていかせまして、職員のほうも相当今増えてきているところでございまして、先般の11月の県の町村会でマイナンバーカードの促進というふうなことで全体的に取り組もうということで、まずは職員、それから町関係者の皆さんにお願いをしていきながら取得率を上げていこうということで、ぜひ議会の皆さんも町関係者ということで取得をまだなさっていない方は、ぜひお願いしたいと思いますし、また家族の皆さんにもよろしくお願い申し上げて、あと町の関係者には、まずは最初に町関係者からということで、取得をしてまいる次第でございますし、あと町民普及ということで、常に呼びかけてまわっていかざるを得ないですね。

あと国民健康保険とか、それから社会保険にも、全てこのマイナンバーカードに切り替わるという状況でございますし、それから運転免許証もマイナンバーカードに切り替わるということで、遅くなるに伴って非常に混雑するおそれがありますので、ぜひ早いうちに取得をとということで呼びかけてまいろうと、このように考えております。

あと、庁舎の移転も、外観はほとんどでき上がりましたが、1月12日の日に移転をいたしたく考えているところで予定をしております。そして、9、10、11を荷物の搬入ということでしておりますし、その際、玄関か市民ホールというところがございますが、そこで開庁式をしようということで、議長にはお願いもしております、議員さんもぜひ一緒に開庁式に参加していただけたらなということでお願いしておるところでございます。

そして、この庁舎の閉庁は、一応職員だけで1月8日の日に玄関のロビーで行おうと、このように決定をしておるところでございます。

それからあと椎田中学のPTAが非常に名誉な賞を頂きました。文化教育の形で、県下で唯一、椎田中学のPTAが選ばれたと。この内容は、非常にPTA活動で顕著な活動ということで、うどん打ち、これがもう17年ぐらい続いておるといふようなことで、継続というふうな非常に長い歴史を持ったうどん教室、それからPTA活動の中で子どものいわゆる校門での見送りであります。見守り活動というふうなことが評価されて、唯一表彰を受けて、全国にも一応、この応募をしておるといふようなことでございます。

それからあともう1点、広域圏の問題を、皆さんにちょっとお知らせしておきたいと思っておりますけれども、一応、今現在、広域圏では、医療としては消防業務と、それから行橋京都地区のメディカルセンターということで、休日急患、休日夜間ですね、夜間もあって救急医療センターという形で2つの事業を行っておりますが、それぞれ、急患センターについては、もう行橋京都という形で運営をしておるんです。そして、消防は、豊築が主体でございますけれども、みやこ町がこの消防に入っておるといふようなことで、実体的には広域圏という機能じゃなくて、2つの組合、事業を分けたほうがいいんだろうというふうな形で理事会では決定をして、諸般の手続を行っていかうということで、理事会では一応決定をしながら手続に入っている。

そのために、議会にも若干説明しておりますけど、昨日、また全員協議会を開きまして、一定の理解が得られたのではないかと、当初の設立目的は、いわゆる広域圏計画ということで、全市町村が職員が派遣して、京築振興の計画をつくるということで始まって、それからその中で消防の、広域消防という形になって、いち早く豊前市、豊前市消防署と、それから他の消防を一緒にするという、最初はこの2つの事業で始まっていったわけでございますけれども、後に学校給食ということで、みやこ町と行橋市が取り組んで、この2つが入っていった。それからあと次がメディカルということで、これも行橋、京都で京築で統一されればいけど、分割したと。いわゆる豊

築と、それから行橋京都の2つにメディカルを分けて事業を進めていったということで、医師会さんが形成されて、豊築のほうは医師会が事業を行うということで、この広域圏からは手を引いたというような状況です。

片や、京都の急患センターのほうは、医師会は一応、手を、乗り出さないということで広域圏で現在、運営しておる、こういう状況の中で、分割案が出てきたわけでございますし、議員の皆さんにも、るる説明して、一定の理解が得られたんではないかなと思うので、あとはいろんな形で、それぞれ該当の市町村の議決が必要になってまいりますんで、そこのところで、詳しくはまた説明してまいりたいと、このように考えているところでございます。

それから、今回提出の議案は、予算案件1件、それから条例改正が8件ということで、9件の上程をいたしておりますんで、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして、報告とさせていただきます。

○議長（武道 修司君） 行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、工藤久司議員、6番、北代恵議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会の報告を求めます。塩田議会運営委員長。塩田委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 令和2年第4回定例会の運営委員会の報告をいたします。

1 1月24日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定しました。

1 2月1日、本日は本会議での議案上程、2日は考案日とします。3日は本会議で、議案に対する質疑と委員会付託といたします。4日は本会議で、一般質問とします。5日、6日は休会とします。7日、本会議で一般質問とします。8日、総務産業建設常任委員会とします。9日は厚生文教常任委員会とします。10日は委員会予備日、11日は本会議での委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

なお、総務産業建設常任委員会、厚生文教常任委員会については、コロナウイルス感染症拡大による密集を避けるために、築城支所、2階の第4、第5会議室で行います。

所管外の議案質疑要望の締め切りについては、12月2日正午までといたします。

以上、会期は、本日から12月11日までの11日間とすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

○議長（**武道 修司君**） お疲れさまでした。

議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告とおり、本日12月1日から11日までの11日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**武道 修司君**） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月11日までの11日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（**武道 修司君**） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第83号ほか8件です。ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、併せて報告をいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第4. 議案第83号

○議長（**武道 修司君**） 日程第4、議案第83号令和2年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてを議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（**椎野 満博君**） 議案第83号令和2年度築上町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和2年度築上町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり提出する。

令和2年12月1日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第83号は、令和2年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてでございます。

本補正予算案は、既定の歳入歳出予算の総額171億9,448万8,000円に1億7,654万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を173億7,103万5,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものは、ふるさと応援寄附事業2,392万9,000円、障害者自立支援給付費

2,802万3,000円、事業費確定等による国県等返納金4,696万6,000円、ふるさと応援基金積立金5,000万円。

歳入の主なものは、普通交付税が1,199万9,000円、ふるさと納税5,000万円、社会福祉費負担金は2,086万2,000円、それから平成28・29年度に実施した第2液肥製造施設建設事業での談合事件において、受注者である株式会社九電工から違約金8,901万2,000円を、一応納入させるよう計上させていただいておるところでございます。

もう一つ、繰越明許費の追加を、オリンピック・パラリンピック3,735万6,000円、債務負担行為の追加を1件計上しておりますが、包括業務委託4,890万円を追加として、これを計上させていただいておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願いいたします。

日程第5. 議案第84号

日程第6. 議案第85号

日程第7. 議案第86号

日程第8. 議案第87号

日程第9. 議案第88号

日程第10. 議案第89号

日程第11. 議案第90号

日程第12. 議案第91号

○議長（武道 修司君） お諮りします。日程第5、議案第84号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第12、議案第91号築上町「旧藏内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会期規則第37条の規定により、一括議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、議案第84号から議案第91号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） **議案第84号**築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第85号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第86号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別

紙のとおり提出する。

議案第87号 築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第88号 築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第89号 築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第90号 築上町防災行政無線放送条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

議案第91号 築上町「旧蔵内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定について、標記条例案を別紙のとおり提出する。

令和2年12月1日、築上町長新川久三。

○議長（**武道 修司君**） 新川町長。

○町長（**新川 久三君**） 議案第84号は、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されました。このため、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するものでございます。

内容といたしましては、税の課税時に、所得算定における基礎控除額を、今までは33万円で行ってまいりましたが、次年度の一応、基礎控除額は43万円ということで、10万円、基礎控除が引き上げられたと、そのような形で改正するものでございます。

次に、議案第85号は、築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、個人番号カードの使用により、コンビニエンスストア等に設置された端末機から印鑑登録証明書の交付ができるようにするため、築上町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第86号築上町旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、在勤地内旅費、随行旅費などについて定めるものでございまして、築上町旅費に関する条例の一部を改正するものでございます。

中身は、日当を一応、今までは福岡、大分、山口県内の出張は日当が半額ということで定めておりましたが、改正後は、築上町役場本庁舎から直径100キロ以内に行先の本庁舎が所在する市町村への出張について日当を半額とすると、100キロを超える分は、一応減額すると、こういう改正でございます。

それから、在勤地内の旅費の追加ということで、公用車が配置されていない施設に勤務する職

員は自家用車で管内出張する場合がございます。そのときは、2キロを超える分については、車賃1キロにつき18円を支給すると、こういう改正でございます。

それからもう1点は、職員が議員、三役と宿泊を伴う出張をする場合には、日当、宿泊料を議員、三役と同額支給すると、このような改正でございます。

それから、鉄道指定席料金、①の区域外へ鉄道で出張する場合に指定席料金を支給できる規定を追加いたすものでございます。

次に、議案第87号築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

福岡県公費医療費支給制度が改正されたため、築上町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正するものでございます。

この主な内容は、条例中、「障害者」ということで、これが漢字になっておりましたが、「障害」の「害」を平仮名に改める改正でございます。

次に、議案第88号築上町子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

この条例改正も、条例中に「障害者」の漢字の「障害者」を平仮名混じった「障がい者」に改めるという前条例と同様の改正でございます。

次に、議案第89号築上町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本条例案は、道路占用料の弾力的な運用を図るため、築上町道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。

主な点は、占用料の徴収方法について、各年度に納入通知書を送付することが分かるように表現を修正、それから、占用料減免について、町長が公益上、その他特別の理由により減免ができるように要件を緩和するということで、その他、表現の追加、または修正というようなことで、第3条の第1項第7号にある「町長が公益上その他特別の理由があると認める」場合の事案例は、テレビの共同アンテナの支柱及び架空線、それから自治会主催等ののぼり旗及び横断幕、それから町主催及び協賛のイベント看板、自治会の看板などということ、一応、書かれておるところでございます。

次に、議案第90号築上町防災行政無線放送の条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、防災行政無線放送のデジタル化に伴い、送信所を本庁舎のみに設置し、また築上町無線放送運営審議会委員の見直しを行いたいために、築上町防災行政無線放送条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第91号築上町「旧藏内邸」保存基金条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、築上町ふるさと応援寄附条例及び築上町ふるさと応援寄附条例施行規則の一部が改正されたことに伴い、築上町「旧藏内邸」保存基金条例の一部を改正するものでございます。

以上、よろしく御審議をいただき、御採択のほどお願い申し上げます。

○議長（**武道 修司君**） 説明が終わりました。

それでは、議案に対する所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、明日の正午までに所定の様式で事務局まで提出をしてください。

○議長（**武道 修司君**） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時25分**散会**
